

商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合わせたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】
むつ商工会議所 総務課
〒035-0071
青森県むつ市小川町2丁目11-4
TEL 0175-22-2281
FAX 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsuccior.jp
URL http://www.mutsuccior.jp/

むつ商工会議所報

Mutsu Chamber Of Commerce And Industry



Contents

- ・雇用対策懇談会を開催する
- ・若年者雇用奨励金について
- ・商工会議所共済制度キャンペーン
- ・日商メール通信「SBI-R推進大会」

雇用対策懇談会を開催する

むつ商工会議所とむつ公共職業安定所の主催による「平成12年度むつ下北地区高卒者雇用対策懇談会」が、九月十八日むつグランドホテルに於いて開催された。

本懇談会は、新規学卒者の就職や企業の雇用拡大について意見交換し、雇用機会を促進するため実施しており、むつ公共職業安定所管内の高等学校校長・PTA会長・進路指導就職担当者、行政、商工会及び企業十五社の採用担当者が一堂に会し、求職者と求人側よりそれぞれ活発な意見が出された。

八月末現在の高校生に対する県内企業の求人倍率は〇・三一倍、特にむつ下北地区は一七七人の就職希望者に対し求人数は十三人と県内最低の状況にあり、出席した企業へ採用枠拡大や早期の求人提出

- ◆求職側の主な意見として、
- ① いま一度採用計画を見直し、一人でも多くの採用をしてもらいたい。
- ② 早めの求人票の提出を望む。
- ③ 就職希望者に労働意識を持たせたい。

大湊地区経営者懇談会を開催

当会議所では、去る九月十四日、「大映」において、大湊地区の会員を対象に、経営環境や、商店街の活性化策等についての懇談会を開催いたしました。

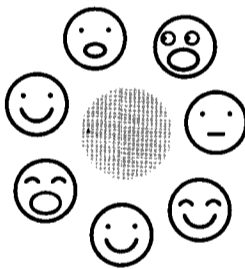
当日は、大湊地区の経営者二十四名と、会議所側からは菊池会頭をはじめ、高橋副会頭、足利専務理事が出席し活発な意見交換を行いました。

参加者からの主な意見として、「売上が減少しているので大型店の進出は絶対阻止すべきである。」「人が周りに住んでもらえるような環境づくりに取り組みすべきである。」「大湊は坂の街、冬期間の坂道対策が必要である。」「釜崎山、夜景、港などの資源を活用していかなければならぬ。」「自衛隊の人札形態が変わり、地元発注が激減している。」「などの意見があり、会議所として、大湊地区の坂道対策については市に対し陳情する方向で、総監部の地元発注問題については、懇談会の開催、あるいは陳情する方向で検討したい。その他として、商店街に対する助成については、情報を収集し行政等へ呼びかけていきたい。などの今後の対応を話し合いながら、終始活発な意見交換のうちに盛會裡に終了しました。



平成12年度むつ下北地区高卒者雇用対策懇談会
【主催】むつ商工会議所・むつ公共職業安定所

その他、行政、商工会の雇用対策・現況等についての報告を交えながら情報交換がなされ懇談会を終了した。



平成12年度 国民生活金融公庫むつ友の会定時総会終了 -新役員決まる-

会員各位のご協力により、平成12年度国民生活金融公庫むつ友の会定時総会を無事終了することが出来ました。

総会に先立ち国民生活金融公庫青森支店山本支店長より講話（テーマ：最近の経済動向と中小企業の展望、金融システム改革下の中小企業）、鎌田融資課長より国金融資制度についてのご説明を頂きました。

総会では、昨秋の国民金融公庫名称変更に伴う本会会則の一部改正や2年に一度の役員改選などを含む四つの案件を審議し、全会一致で承認された。この後、懇談会では、菊池新会長より就任の挨拶、みちのく銀行大湊支店川村支店長より乾杯のご発声を頂き、終始和やかな雰囲気の内を終了致しました。

なお、新役員については右記のとおりです。

新役員

平成12年6月1日～平成14年5月31日

会長	菊池 健治
副会長	高橋 一
幹事	上路 昭雄
"	大見 義明
"	佐川 好男
"	蛭名 吉五郎
"	小川 健
"	二本柳 富雄
"	熊谷 國治
"	渡邊 正弘
"	橋立 清澄
会計監事	山本文三
"	千葉 勝美
顧問	国金青森支店長
会友	小原 長之助



山本支店長

菊池新会長

青森県最低賃金 改正のお知らせ

最低賃金改正内容

日額 **4,795円**

時間額 **600円**

[賃金の大部分が時間によって定められているもの(時間給者)]



[効力発生日]
平成12年
10月1日～

一人でも従業員を雇えば 労働保険!

十月は、労働保険の 適用促進月間です。

パート、アルバイト、正社員、雇用形態に係わらず一人でも従業員がいれば、労働保険に加入しなければなりません。

労働保険とは、「**労災保険**」と「**雇用保険**」のことをいいます。

「**労災保険**」は、従業員が仕事上の事故や通勤途中の事故などに遭ったとき、医療費や休業補償を給付します。

「**雇用保険**」は、従業員が職を失ったときの失業給付の外、雇用の創出を図ったり、従業員の能力開発、教育訓練をする事業主に対しても助成金・奨励金を交付します。

もはや雇用保険は、労働者の為だけでなく事業主にとってもありがたいものになってきました。

●労災保険の適用

先に述べたように従業員が、出勤途中・帰宅途中、仕事中に事故や災害に遭えば、労災保険から医療費や休業補償などが給付されます。これには、事業主が、前もって労働基準監督署で適用を受けておく必要があります。

●雇用保険の適用

雇用保険は、従業員なら誰でも被保険者になれるものではありません。次の条件を満たしていれば、従業員本人または事業主の意思を問わず、雇用保険の被保険者にならなければなりません。

- ①週の所定労働時間が、二十時間以上あること。
- ②1年以上の雇用が見込まれること。(雇用期間の定めのない場合は、通常1年以上雇用するものと見られます。また、1年未満の有期契約であっても、他の同様の契約者の状況を見て、反復更新することが見込まれば、該当します。)
- ③年収九十万円以上見込まれていること。(賃金や所定の出勤日数等から判断されます。)

以上、三つの条件に該当する従業員がいれば、当然雇用保険の適用を受けます。

「今まで、知らずにいた。」あるいは、「これから従業員を雇うが労働保険の手続きはどうすればいいのかわからないのか。」とお悩みの方は、お早めにご相談下さい。

むつ商工会議所指導課 (電話 22-2283)

十月は若年者雇用奨励金の申請期間です。

この制度は、比較的簡単に利用できる制度ですので、対象事業主の方は、是非申請して下さい。

◆若年者雇用奨励金の概要

若年者(二十五才未満の者)を新たに常用雇用した後一年以上継続雇用し、事業所の労働者を増員した事業主に対して雇用奨励金を交付するものです。

◆助成内容

一年以上雇用され増員となった若年者一人につき二十万円を交付します。

◆対象事業主

常時雇用する労働者の数が三百人以下で、次のいずれの要件にも該当する事業主です。

- ①雇用保険適用事業の事業主であること。
- ②青森県内に事業所を有していること。
- ③若年者(二十五才未満の者)を②の事業所で新たに一年以上継続雇用し、増員となっていること。
- ④県税及び市町村税を完納していること(非課税の法人等を含みます)。
- ⑤労働環境や福利厚生等の改善等に奨励金の二分の一相当額を充てていること。

◆手続き

事業所の所在する市町村で手続きします。

若年者を雇い入れた年度に行う「交付申請」と、翌年度四半期ごとに行う「実績報告」の二回の手続きが必要です。

交付申請及び実績報告の時期は、下表のとおり。

※一月〜三月雇い入れ分の申請は、一月に見込みで申請していただきますが、翌年四月の実績報告で申請人数を越える実績があったとしても、奨励金の交付額は、交付申請時の金額を超えて交付されません。一月〜三月分の交付申請では、多目に申請しておくことをお勧めしておきます。

お問い合わせは、むつ市役所商工労政係または、むつ商工会議所指導課まで。

申請期間	若年者の雇入月	交付申請	実績報告
	4・5・6月	10月	翌年の7月
	7・8・9月		翌年の10月
	10・11・12月	※ 1月	翌々年の1月
1・2・3月	翌年の4月		

※1月の交付申請は、1〜3月までの常用雇用する若年者を見込んだもので申請してください。また、2、3月に常用雇用した若年者で、やむを得ない事情により1月中に申請出来なかった場合は、翌年度の10月に申請することができます。

得 奨励金

新規・成長分野雇用創出特別奨励金 拡充のお知らせ

新規・成長分野雇用創出特別奨励金の内容が拡充されました。

中でも比較的利用しやすいのは、「新規・成長分野雇用奨励金」で、新規・成長十五分野の職種の人員を新たに雇い入れ、増員を図った事業主に、対象労働者一人に対し、七十万円の奨励金を交付するものです。

また、特定求職者を雇い入れた場合は、「特定求職者雇用開発助成金」と併せて貰えます。

なお、**支給対象事業主**は、次のいずれにも該当することとされています。

- ①新規・成長分野事業を行う事業主であること。
 - ②雇用保険の適用事業の事業主であること。
 - ③新規・成長分野への雇用に関して、雇い入れ計画を事前に作成し、雇い入れ予定時期を前倒しして雇い入れるものであること。
 - ④六十才未満の求職者(非自発的離職者、未就職卒業生、公共職業安定所の受講指示又は推薦による公共職業訓練等の受講者)を雇い入れるものであること。
 - ⑤公共職業安定所の紹介により雇い入れるものであること。
 - ⑥常用労働者(短時間労働者を除く一般被保険者)として雇い入れるものであること。
 - ⑦当該事業所が行う事業において付随的と認められる職種以外の労働者を雇い入れる事業主であること。
 - ⑧雇い入れ計画の提出日の六ヶ月前の日以降奨励金の支給決定までの間に、当該事業所において常用労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職を含む)したことがないこと。
 - ⑨雇い入れ一ヶ月後の常用労働者数が雇い入れ前の常用労働者数と比較して増加していること。
 - ⑩出勤簿・賃金台帳・労働者名簿等の書類を整備していること。
 - ⑪平成十一年八月一日以降離職した者を再び同一事業主が雇い入れる者でないこと。
- ※この拡充内容は、平成十三年五月十五日までに雇い入れた場合に適用されます。

新規・成長十五分野とは

(平成九年五月閣議決定)

「経済構造の変化と創造のための行動計画」で示された産業です。

詳しくは、高年齢者雇用開発協会(電話 017-775-4063)まで、お問い合わせ下さい。

なお、これから従業員を増員する計画のある方は、該当するかもしれませんので、むつ商工会議所指導課(電話22-2283)まで、お問い合わせ下さい。

第41回 (平成12年度) 全国推奨観光土産品審査実施要項に募集

主催 日本商工会議所・全国観光土産品連盟

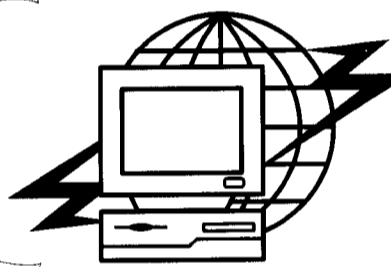
全国観光土産品の中から食品衛生・品質・公正表示・郷土色等に特に優れた観光土産品を全国推奨観光土産品として推薦することにより、観光土産品の育成・発掘・振興等に寄与することを目的とする。

- 審査日 平成12年12月5日(火)
- 審査
 - 審査部門 ①菓子部門 ②食品部門 ③工芸部門 ④民芸部門
 - 審査基準 菓子・食品は「観光土産品の表示に関する公正競争規約」に決められている事項が守られているかどうか事前に審査を行う。
(イ) 観光土産品にふさわしい (ロ) 郷土色が豊かでデザインが優れている
(ハ) 品質が優れている (ニ) 包装が優れている
- 推奨及び入賞
 - 推奨 本審査に合格したものを全国推奨観光土産品として推奨する
 - 推奨期間 平成13年4月1日～平成15年3月31日
 - 入賞 上記全国推奨土産品の中から優秀な商品に対し次の賞を授与する。

厚生大臣賞	1点 (申請中)
農林水産大臣賞	1点 (申請中)
通商産業大臣賞	1点 (申請中)
運輸大臣賞	1点 (申請中)
日本商工会議所会頭賞	4点 (部門毎に1点)
全国商工会連合会会長賞	4点 (部門毎に1点)
日本観光協会会長賞	4点 (部門毎に1点)
全国商店街振興組合連合会理事長賞	4点 (部門毎に1点)
日本専門店会連盟理事長賞	4点 (部門毎に1点)
日本商店連名会長賞	4点 (部門毎に1点)
全日本小売商団体連盟理事長賞	4点 (部門毎に1点)
全国観光土産品連盟会長賞	4点 (部門毎に1点)
日本商工会議所会頭努力賞	若干
全国観光土産品連盟会長努力賞	若干
- 申込受付 平成12年10月6日(金)～平成12年11月2日(木)
- 審査料 8,000円 1点増すごとに3,000円を加算する。
※審査料の払い戻しは致しません。

- 申込方法
 - 申込書(所要事項を楷書でハッキリと記入、フリガナや販売価格(税抜き)の記入漏れに注意してください)
 - 審査料(所定の金額:出点数により異なります)
 - (1)と(2)を下記宛に現金書留で郵送してください
※電話・FAXによるお申し込みはできません
〔郵送先〕〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階
全国観光土産品連盟 宛 TEL 03-3518-0193~4
- 結果発表 出品者・推薦団体に通知
また、日本商工会議所機関紙「会議所ニュース」、当連盟ホームページ、会報「観光土産品ニュース」等を通じて公表
※電話によるお問い合わせはお断りいたします。
- 出品商品の送付
 - 商品 出品商品は包装し販売される状態で送付
(お客様にお渡りする時の状態で1出品商品につき1点)
 - 期間 ①常温で保存できる菓子・食品および民芸品
平成12年11月10日(金)～平成12年11月31日(木)
〔送付先〕〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階
全国観光土産品連盟 宛 TEL 03-3518-0193~4
②冷凍・冷蔵保存の菓子・食品
(審査日までに変質・腐敗等のおそれがあるもの)
平成12年12月4日(月)着実指定で送付
〔送付先〕〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 東商ビル6階
日本商工会議所寄付 全国観光土産品連盟 宛
- 出品商品の条件
 - 出品者 土産品製造業者、土産品製造業者の承諾を得た販売業者
 - 商品 新しく作られたもの又は、著しい改良が加えられたものは都道府県・市町村・商工会議所・観光連盟・物産振興協会・土産品協会・公正取引協議会・商工会等の団体の推進が必要となります。
但し、菓子・食品の更新対象のものとは民芸品は除く
 - 出点数 制限なし
 - その他 ①同一品種であっても価格・量目・個数・形状・品名・包装・掛紙の図柄又はデザイン・表示文字等が異なる場合は、異種品目とする
②包装紙・掛紙・レッテル等のみの出品は無効
- 審査品の返品 菓子・食品の出品商品は返品いたしません。民芸品のみ運賃着払いで返送いたします。また、民芸品で入賞した商品は展示会終了後の返品といたします。

【お問い合わせ先】
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階
TEL 03-3518-0193~4 FAX 03-3518-0195
全国観光土産品連盟 事務局：伊藤、矢島



役立ててください！
むつ商工会議所のホームページ
<http://www.mutsucci.or.jp>

(Yahooなどから「むつ商工会議所」と和文入力でも検索できます。)
当所のホームページは、経営に関する最新情報をはじめ、セミナーなど各種事業のご案内や、会員企業の紹介など、有益なサイトが満載です。ぜひご利用ください。



～安い掛金で大きな保障～ ■ むつ商工会議所生命共済制度 ■

加入促進キャンペーン実施中！

福利厚生制度の確立で企業の繁栄を！

◆キャンペーン期間◆ 10月2日(月)～10月31日(火)
(期間中、会議所職員並びにニチダン推進員がお伺いします。)

- 掛金が安い 一口900円で幅広い保障をお約束します。
- 契約者配当金 毎年決算を行い、余剰金は返戻いたします。
- 診査なし 1年更新で診査は不要です。
- 24時間保障 24時間保障でプライベートでも土日でも安心です。
- 通院・入院見舞金 会議所独自のお見舞い金がセットされています。
- 税制面でも優遇 事業主が従業員のために負担した掛金は必要経費となります。
- 手続きカンタン 担当がお伺い致します。

「今入っている保険とどう違うの？」

そう思ったらぜひお電話下さい。

ニチダン推進員がコンサルタントアドバイザーとしてお客様の保険証券を拝見し、現在の保険状況を診断・ご説明させていただきます。

詳細及び

パンフレットの請求は.....

むつ商工会議所振興課 (TEL 22-2282) または、
アクサニチダン生命保険(株) むつ分室 (TEL 23-7874)
まで問い合わせ下さい。

※保障の範囲と月額掛金は、パンフレットの裏面をご覧ください。
※キャンペーン期間中ご加入の方には粗品をさしあげます。

平成12年9月26日現在

国民生活金融公庫の貸付利率

◎普通貸付 5年以内 年 **2.40%**

5年超 年 **2.50%**

平成12年9月8日実行分から

◎小企業等経営改善貸付 年 **2.20%**

(無担保・無保証人(経)制度) 平成12年9月8日実行分から

◎国の教育ローン 年 **2.20%**

※ 公庫をご利用希望の方は、指導課までご連絡下さい。
(電話 22-2283)

※ 貸付利息は、予告なく変わることがあります。

商工会議所新会員の紹介

※むつ商工会議所定款第10条の規定によって常議員会の承認を必要とする。

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	ローソンむつ大曲店	相内純子	大曲3-101-1	小売業
2	山口水産	山口浩司	関根字北関根462-4	小売業
3	日本エネルギー・マネジメント(株)	杉澤武志	旭町5-11	製造業
4	ストーブプラザ・M	萬年政昭	大平町38-26	サービス業
5	ローソンむつ関根店	宮下仁	関根川代127-1	小売業
6	ヤマDEN	山端悟	下北町5-45	製造業
7	(有)パソコン・エス・オー・エス	森真理子	田名部字前田29-1	サービス業
8	大映仕出し店	佐藤真由美	大湊新町21-7	飲食店
9	(株)ソフコム	山田伸	田名部町9-15	サービス業
10	スーパーむつ緑ヶ丘店	菊野則昭	緑ヶ丘31-10	小売業

冊子、資料等紹介・提供欄

冊子・資料名	価格	担当課	備考
・新規開業の際の諸手続きと実務	無料	指導課	
・中心市街地活性化の進め方	無料	〃	
・中小企業のビジネスチャンスのつかみ方	無料	〃	
・パート・アルバイト・フリーターの雇用管理	無料	〃	
・パソコン基礎講座	無料	〃	
・容器包装リサイクル法のあらましと中小企業の対応	無料	〃	
・じょうずに融資を受けるための基礎知識	無料	〃	
・小規模事業者のための「金融ガイド」	無料	〃	
・青森県中小企業の「経営指標と原価指標」	無料	〃	
・ビデオ「資源循環型社会をめざして (容器包装リサイクル法 啓発普及マニュアルビデオ) 基礎編」	無料	〃	貸し出し期間 1回3日間
・ビデオ「資源循環型社会をめざして (容器包装リサイクル法 啓発普及マニュアルビデオ) 個別編」	無料	〃	貸し出し期間 1回3日間
・2000年版企業ガイドブック	無料	振興課	
・むつ商工名鑑 1999	会員 2,000 非会員 5,000	〃	

年末移動経営金融相談会開催のご案内

厳しい経済情勢が続く昨今ですが、中小企業の年末の資金需要に対応することを目的に、各種融資制度の相談会を下記により開催いたしますので、ぜひご利用ください。

記

- 日時 平成12年10月19日(木) 午前10時～午後4時
- 会場 むつ商工会議所 2階会議室
- 内容 各種融資制度の個別相談
- 講師 ・国民生活金融公庫・中小企業金融公庫
・県信用保証協会
・県商工政策課・経営振興課
・下北地域中小企業支援センター



※時間配分の都合上、予め電話にてお申し込みくださいますようお願いいたします。
※なお、日程の関係等で当日ご出席できない場合でも、金融相談は当所指導課にて随時承っておりますので、お気軽にご相談ください。

TEL 22-2283 (指導課)

日商メール通信

日本商工会議所に事務局をおくSBIR(中小企業技術革新制度)推進協議会の主催による「SBIR推進大会」が、このほど下記要領により開催されることになりましたのでご案内いたします。

◆開催要領◆

1. 目的
国が中小企業向けに事業化のための研究開発予算の支出目標を設定したうえで、技術開発力のある中小企業に対して事業化指向の研究開発テーマを提示し、新技術に関する研究開発のための補助金、委託費等を重点的に投下する中小企業技術革新制度(SBIR)について、本制度に関心のある団体・中小企業者等に対し広くPRを行い、本制度の一層の推進を図る。

2. 日時

東京：平成12年10月20日(金) 13:00～16:00 (受付開始 12:30)
神戸：平成12年10月26日(木) 13:30～16:30 (受付開始 13:00)
福岡：平成12年12月5日(火) 13:30～16:30 (受付開始 13:00)

3. 場所

東京：虎ノ門パストラル 新館1階「鳳凰の間」
東京都港区虎ノ門4-4-1 (地下鉄日比谷線「神谷町駅」より徒歩2分)

神戸：神戸商工会議所3階「神商ホール」
福岡：福岡商工会議所3階「305号会議室」

4. 内容

- 1) 中小企業技術革新制度(SBIR)の概要
- 2) 各省庁からのプレゼンテーション
- 3) 申請書の書き方・審査(評価方法)
- 4) SBIR認定企業からの事例発表

5. 参加費 1,000円/人(資料代として)

6. 申込方法 各地商工会議所(むつ商工会議所指導課)までお申し込みください。
電話：22-2283

7. 主催 SBIR推進協議会

8. 後援 通商産業省、科学技術庁、厚生省、農林水産省、運輸省、郵政省、建設省

下北地域中小企業支援センター コーディネーターの相談日 *相談時間はいつの日も 午前8:30～午後5:00まで

◆平成12年10月分				
相談日	畠中	林	畑中	巡回
10月2日(月)	○			
3日(火)		○		第1ブロック(むつ市田名部地区)
4日(水)			○	第2ブロック(大間町～東通村)
5日(木)	○			第3ブロック(川内町、脇野沢村)
6日(金)		○		
10日(火)			○	
11日(水)	○			
12日(木)		○		
13日(金)			○	第1ブロック(むつ市大湊地区)
16日(月)	○			第2ブロック(大間町～東通村)

相談日	畠中	林	畑中	巡回
10月17日(火)		○		第3ブロック(川内町、脇野沢村)
18日(水)			○	
19日(木)	○			
20日(金)		○		
23日(月)			○	
24日(火)	○			第1ブロック(むつ市関根・奥内地区)
25日(水)		○		第2ブロック(大間町～東通村)
26日(木)			○	第3ブロック(川内町、脇野沢村)
27日(金)	○			
30日(月)		○		
31日(火)			○	